

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事要録

日 時 平成23年7月6日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 倉 吉 敬（さいたま地方裁判所長）

裁判官 田 村 眞（さいたま地方裁判所第1刑事部部総括判事）

検察官 岩 崎 吉 明（さいたま地方検察庁公判部副部長）

弁護士 鍛 冶 伸 明（さいたま弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性（以下「5番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者6番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者7番 70代 男性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 60代 女性（以下「8番」と略記）

議事要旨

司会者

それでは、時間になりましたので、始めたいと思います。お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。地裁の所長をしております倉吉と申します。私が司会役を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。最初に、1番の方から簡単に自己紹介をお願いします。担当した事件の罪名等にも触れていただけたらと思います。よろしくお願いします。

1番

私が4月に初めて裁判員を経験したときの事件は、殺人未遂でした。罪状については被告人が認めておりまして、どれだけの量刑になるかというのが争点でした。

2番

私が担当した裁判も、1番の方とまるっきり同じで、殺人未遂でした。それで、同じように殺意については一切争わないという事件でした。それから、裁判の日程関係なのですが、4月25日から28日まで、その後、29日からちょうどゴールデンウィークに入って、かなり長いお休みが取れたかなというところでした。

3番

30代、会社員です。自分が担当した事件は、5月だったのですが、強盗致傷で、争う部分はないと犯人が認めていた事件でした。頭で考えていたよりは、全然やりやすかったといっちはおかしいですけども、考えていたよりもすんなりとできたのかなというのが率直な感想でした。

4番

64歳で、警備員をやっております。3番の方と同じ強盗致傷の事件で、割と気持ちの上では楽な裁判でした。裁判というのはまったく経験がなかったものですから、ちょっと不安になりまして、それまでどうやって傍聴したらいいかも分からなかったものですから、裁判所の方に電話を入れて丁寧に教えていただいて、裁判を傍聴しました。そのおかげで裁判の流れが分かりましたので、割と分かりやすく、不安なく裁判が行われました。

5番

30代の会社員です。3番の方、4番の方と同じ事件を担当させていただきました。事件としては強盗致傷で、情状酌量にフォーカスを当てた刺激的なものだったかなと思っています。

7番

私は70代になるのですが、人生75年生きてきて、裁判所に出入りしたというのは初めての経験でした。出会った事件は、危険運転致死罪という罪状の事件でした。被告も被害者も非常に若い方の事件でありましたが、発言とか非常にいろいろと考えるところがありました。

8番

私は70に近い60代です。私が担当したのは強制わいせつ致傷、強盗致傷事件でした。なにしろお手紙が来たときには、自信がなくて、なんというのか、戸惑ってしまいました。主人に押されて、参加させていただきましたが、とても勉強になりまして、人生でいい経験をさせていただいたと思います。

検察官

さいたま地検の公判部副部長の岩崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私が具体的にどのようなことをやっているかといいますと、裁判員裁判で行われる冒頭陳述や論告などについて、実際には公判担当の検事が行いますけれども、それを事前にチェックして、そして報告を受けると、そのようなことをやっております。現場の決裁官というふうに御理解いただければと思います。私自身、この4月にさいたまに来ましてから、大体20件くらい裁判員裁判があったと思いますが、それについて、すべて、事前にどのようなことをやるのかということを確認し、そして、実際にあった公判の状況の報告を受けるというようなことをやっております。

私は、この3月まで岡山におりまして、岡山でもやはり同じようなことをやっていたのですが、岡山でも裁判員経験者のみなさんとの意見交換会を1回やっておりますので、このような機会は二度目ということになります。よろしくお願いいたします。

弁護士

みなさん、こんにちは。弁護士の鍛冶でございます。今日はこういう貴重な機会に参加させていただいて、本当にありがとうございます。私の裁判員裁判の経験は、これまで、今週の月曜日に判決があった件で、ちょうど10件目ということになりました。裁判員裁判はいろいろと試行錯誤しながらやっているのですが、例えば、これはなかなかいけるだろう、これは裁判員のみなさんにヒットしたなと思っても、それが判決ではあれあれということがあったり、逆にこれは苦しいなという主張をしても、それが割りと評価されたりというところがあって、そのあたり、今日は裁判員経験者のみなさんに率直なところをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

裁判官

裁判官の田村でございます。私は、現在まで、22件の裁判員裁判を担当しております。中には長期日程の事件もございました。現在も、長期日程の事件を担当しており、本日も午前中にその事件の論告が行われました。どうも長期日程に当たることが多いようであります。裁判員法39条は、裁判員のみなさんが選任された直後に、裁判長から必要事項を説明するように定めています。私は、その39条説明

の際、守秘義務について次のように説明しています。裁判員を務めてみての一般的感想は、むしろ語っていただきたい。例えば、評議に参加してみて、裁判官は世間知らずの石頭で困ったというふうなことを、もし仮に思われたとしたら、そのような裁判官の悪口は大いに語っていただいて結構ですと、守秘義務は、決して裁判所にとって都合の悪いことを隠すためにあるのではございませんというようなことをお話ししています。本日のこの意見交換会でも、辛口なものを含め、どうぞ率直なご意見を述べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会者

私は、裁判官になって35年経ちました。民事の経験のほうが多くて、刑事に専属だったというのは3年しかございません。裁判員裁判なんて考えもしなかった昔の話です。今、所長の任にあつて、裁判員裁判という大きな課題を抱えてやっているわけですが、今日はとにかくみなさんの率直なご意見を聞けるのを本当に心から楽しみにしております。

さいたま地裁で第1号の裁判員裁判の法廷が開かれたのが、一昨年8月10日でした。そのときの裁判長がここにいる田村部長でございます。それからほぼ2年が経ちまして、埼玉県下で、裁判員、補充裁判員を務められた方は、およそ860人近くになります。もうすぐ1000人に届くかなというところであります。そこで、今日の会の趣旨ですが、2つあります。1つは、この段階で、裁判員を経験された方々に、率直なご意見や感想等をお聞きして、裁判員裁判の今後の運用の改善につなげたいということでございます。もう1つは、みなさんの生の声をお伝えするというのが、これから裁判員裁判に参加される方々に前向きなメッセージを届けることになるのではないかと、これは私の期待でございます。

どうか、8名の皆様には、忌憚のない、もっと正直に言うと、辛口の率直な本音を述べていただければと思います。それが運用の改善に繋がっていくだろうと思うわけであります。また、さきほどご紹介しましたが、検察官、弁護士、裁判官もおりますので、みなさんから聞きたいことがあれば、なんでも質問していただければと思いますし、こちらの法律家の方から聞きたいということも、あるいはあるかもしれません。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、みなさんお一人お一人から、裁判員を経験しての全般的な感想、印象といったものを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 番

私は本当にとってもいい経験になったと思うので、よかったと思います。

司会者

どんなところがいい経験になったと思われますか。

8 番

なにしろ傍聴もなかったし、一度も裁判所というところに入ったこともないし、テレビとかではいろいろ見たりしましたが、入ったときはとても堅く感じて、精神的にもとても疲れました。でも、裁判長さんと裁判員さんたちでお食事したときから、すごくリラックスできて、その後、肩の荷が下りました。それまでは、全然何も分かりませんでした。お食事のときに、裁判長さんがいろいろお話ししてくれて、リラックスすることができました。

7 番

私も、先ほど申し上げたとおり、なにしろ70の坂を越して、初めて裁判所の門を入ったというような、裁判や法律とはほとんど無縁の人間だったものですから、一度是非見てみたいものだのと、果たして抽選に当たるのかねという感じでおりました。ただ、日にちは事前に用意して空けておりました。それがたまたま抽選に当たって裁判員になったと、こういうことだと思っております。まあ、その経験で見て、なるほど大変なものだのと。だけど、この制度は、いわゆる審議会が作って運用している、本当に未来永劫に続いてくれるのだったら、これは絶対いい制度だなというふうな感じを持ちました。ただ、それが果たしてそうなのかどうかというのは、今ちょっと疑問に思っていることもあるのですが、この場の限りでは、私は、非常に素晴らしい、永遠に続いてほしい裁判員制度だなと思っております。

5 番

今まで、人を裁くというところに参加をさせていただくということはやったこともないですし、そういう点では8番の方もおっしゃっていましたが、精神的な負担というのはありますよね。ある意味、人の人生の一部分を担わせていただくということですから、やっぱり精神的負担というのはあったのかなとは思っています。

あとは、当初、呼出をいただいたときから考えると、みんな素人として1回の裁判員を経験させていただくチャンスを与えていただいたということで、専門的な知識はそこまで求められていないのだなあというふうに思うと、足を運ぶことにそん

なにハードルは感じなかったのですが、審理に参加していく中で、大分深く考えさせられたというところがありますし、何回も申し上げますが、3日、4日の話でしたけれども、精神的には疲れたかなという感想ですね。

司会者

深く考えさせられたというのはどんなところですかね。

5番

1つ端的に申し上げると、人の人生を決める話だと思ったのですね。罪を犯した方にももちろん人権があるわけですし、その方が、有期刑なのか無期懲役なのか分からないですし、若しくはもっと重い刑かもしれないですが、やはりその人の人生の一定期間、一生を我々が決めていくと考えると、そんなに軽く扱える話ではないということは思いました。

4番

最初に、裁判長のほうから、全体を大きく見てくださいと、あまり細かいところは見なくてもいいと言われて、それで、大分気が楽になりましたね。あまり細かいところを注意して聴かなくてはいけないと思うと、初日の夜は眠れなかったのですが、それで大分気が楽になりました。

それと、検察のほうから出された文書は注意しなければならないところは太い文字で、また色違いもあったかなと思うのですが、非常に見やすく分かりやすくてよかったですと思います。

全体的にはいい経験をさせていただき、またやってみたいなあと思っております。

3番

裁判所に来たのは初めてのことで、いい経験でした。裁判長、裁判官の方が常に一緒にいてくださるので、思ったよりも、そんなに自分で考えてどうこうしなくてはいけないということはないので、知識がなくても、そんなに難しく感じず、問題なく出席できたのかなとは思います。ただ、やはり最後の判決、罪状を決めるときですか、そういう部分で、最初はそんなに深く考えていなかったのですが、やはりその人の人生の中で、刑期を終えた後のこととかをいろいろ考えてしまっ、やっぱり重いなと。判決内容の重さ云々は関係なく、他人の人生の一部を決めてしまうというのは、ちょっと重いものだなあと感じました。

2番

裁判に参加したとき、私自身は約60歳で、会社には三十七、八年います。会社に三十七、八年いると、日々どこかで抜くとか、一服しに行くとか。そうすると、例えば9時から5時までという拘束の時間の中で、非常に抜いていたなど。ところが、この裁判に参加したときには、9時から5時まで、ものすごく緊張していたなど。9時に来て10時から始まる、それから10時から大体3時くらいまで法廷の中にいて、それから3時から5時くらいまで評議のところにいる。そうすると、8時間びっちり、すごく集中していたなど。会社に入ったころの新入社員のときはそういう中身だったけれど、三十何年いると、ああ自分がかかなりだらしくなっていたなど。それで、自宅はここから約1時間くらいですが、5時にここを出て6時に帰る。6時に帰って部屋に入ったら、そこでうたた寝するわけです。そうすると2時間くらいぐっすり寝ていますね。だから、精神的に、ここまで集中して8時間を過ごしたという経験がかかなり昔で、かなり墮落していたなど。逆に自分を見直すのはすごくいい機会だったなど、裁判員になって思いました。

それから、裁判員になったときに、じゃあどういふものなのかなということ、まず集まったときに、ここで6名に選ばれるのかどうなのかなと。会社のほうでは、裁判員制度については公休制度を取っています。それで、今回送られた書類が4日間だったもので、4日間の公休を出してきたと。それで、ここで当たらなかつたら、私、この後3日間どうしようかなと、遊んじゃってもいいのかなあと。そしたら当たって4日間裁判に参加したわけです。

法廷の中に入ったときに最初に受けた印象は、まるっきりテレビの中身と一緒になど。よくテレビのサスペンスやなんかのドラマでいろんな法廷ものが出てきますが、これはまるっきり一緒だなというふうに感じました。それで、もしここで裁判員に当たってなければ、上から目線の位置に座ることもまずないなど。それから、裁判員制度ができていなければ、こういうものに一切参加することもなしに人生も終わるのかな。ここで参加したことによって、自分のこれからが何か変わっていきそうだなというのはすごく思いました。

裁判員制度に参加して、という話であれば、おかしい中身も今話していますけれど、そういったことで、1つの転機になるようなことだったのかなというように思います。

日ごろ知らないところで、こういうことが絶えず行われているのだと。本当にテレビで見るような法廷の中というのを、1回だけばっと見て、すぐに始まってしまって、急に戦場に放り込まれたというと大袈裟かもしれませんが、ちょっとどきっとしてしまいました。実際には、被告人、つまり殺人未遂の犯人がいて、その後ろのほうに人が並んでいました。その並んでいる方が、しばらく経つうちに、恐らく、これはどう見ても被害者の方ではなかろうかということが、なんとなく分かってきました。あと、ずっと法廷にいる人たちも関係者の方なのか、家族なのか、そういうことも分かってきて、どんどん生々しくなってきたといいますか、本当にこっちは、こんなことはまったく一度も見たことがなかったし、テレビでやっているといっても、あんまりそういったテレビも見えていなかったの、こういうことが絶えず行われているのはすごいなと。それで、新聞で見るものすごく大きな殺人事件とか、そういうものではなくても、日々こういうことがあって、1つ1つ判決があるのだなあというのが、ものすごく勉強になったと思っております。

司会者

ありがとうございました。それでは本論にはいりますが、まず裁判所の法廷で行われていた手続、検察官と弁護人がいろいろな活動をしますが、それについてお尋ねします。法廷での手続、大きく分けると、まず冒頭陳述という検察官と弁護人の主張があります。次に、証拠調べという本番になります。ここでは、供述調書とか捜査報告書を朗読するといったことがひとつあります。もうひとつが証人を尋問し、被告人を質問するという尋問ですね。3番目にこれが最後ですが、これらの証拠を踏まえて当事者が最後の主張をします。検察官の主張が論告、弁護人の主張が弁論です。この3つに分けてお尋ねしたいと思いますが、まず真ん中の証拠調べについてご意見を伺いたいと思います。目撃者や被害者が警察官や検察官に話したことをまとめた供述調書ですが、この供述調書が法廷で朗読されたと思うのですが、これは聞いていて分かりやすかったかどうか。印象や感想を述べていただきたいと思います。

2番

だいたい30分くらい朗読時間があつたと思うのですが、その30分のなかで、供述調書などの朗読のうち、理解できる部分は頭にプッと入ってもどこか出て行くのです。でも朗読の中で疑問に思った部分は頭に残っているのです。その後、評議

に入って裁判官に質問をするとその疑問は解けるのですが、実際、朗読のなかで最終的にこうだから、といったところや疑問のところは頭に残っているが、中間的な、分かったなと思ったところはどこか抜けている部分もあって、全部が全部残っているわけではない。30分くらいの朗読の中身が全部理解できたかと言われると、疑問に思うところもありました。

司会者

それは朗読を聞いていても、集中できないという感じですか。

2番

集中して聞いているのですが、ああそうだな、そうだな、で頭の中は終わってしまふ。ところが、いまいち理解できないなという部分については、そちらが気になると、入ってきたことは確かに頭の中のどこかには残っているとは思いますが、頭の中の主の部分は疑問に思った部分が残っている。

司会者

なんとなく分かるような気がします。

裁判官

私の事件を担当された方が4人いらっしゃるのですが、裁判員経験者3、4、5番の方が担当された事件は、強盗致傷1件と窃盗7件が合わせて審理された事件でした。そのうち7件の窃盗はいずれも空き巣の事件だったのですが、それぞれ空き巣について被害者、被告人の供述調書が長く朗読されたのですが、その朗読を聞いての感想はありますか。

4番

全体を見るということですずっと聞いていたのですが、冒頭陳述のときではなかったかもしれませんが、窃盗の手口など、図面をみるとイメージできました。それと検察官の話す内容は法律の難しい用語ではなかったので、そのときは、ずっと理解できました。

司会者

今聞いているのは、捜査報告書とか供述調書などの朗読をしているときどうだったかということで、最初の検察官の冒頭陳述とちょっと重なるのでしょうかね。同じ検察官が読みますから。

5番

長いですね、率直に言って。同じことを繰り返して。特に担当した事件は強盗致傷1件、窃盗7件で、同じ被告人がしているものなので、手口は似ているし、プロセスと結果が同じものばかりですね。私が自分の会社で部下に同じ事を言われたら、話が長いと言って切りますよ。簡潔に言ってくれ、5秒で言え、というと思います。そこだけは頭から素通りしていく一要素もあるのだと思います。

裁判官

評議室に戻ったあとも辛いなおっしゃっていましたよね。まだ続くのかとおっしゃって。

司会者

でも証拠ですからね。ひとつひとつやらなければいけない訳で。検察官としても言いたいことがあるのではないかと。

検察官

ひとつ教えていただきたいのですが、同じ事の繰り返しという趣旨でしたが、ひとつひとつの事件が、つまり7件ある中で、1件の事件の中で何度も同じことが繰り返されているのか、それとも7件もあるのだから同じようなものが一件一件積み重なって同じことの繰り返しがされているのか。

5番

おっしゃる通りで、被害者の住所や年齢とか個人的なプロフィールを置き換えると同じ文章を7回聞いたという感じになる。

検察官

そこは、大変忍耐が必要な状況に置かせてしまうことになり、申し訳なく思っているのですが、ただ、ひとつひとつの事件が同じかもしれないし、違うかもしれない、それをひとつひとつ説明せざるを得ないという状況があり、それをくどいという形あるいは同じことの繰り返しと思われないようにしていかないといけないと思います。

司会者

この供述調書の朗読については、弁護士の立場からは何かありますか。

弁護士

もしかしたら弁護人にも責任があるのかもしれないな、と。弁護人も事前に調書の開示を受け、重複している部分があればこちらもきちんとチェックして重複です

よ、とやりとりすれば供述調書もかなり絞れるのではないかと思います。さらに言えば、調書でやるのと証人尋問や被告人質問でやるのではどちらがよいのかという問題もあると思います。今のケースでいけば調書でやったということだったのですが、仮にこれを被害者のものであれば被害者の証人尋問、被告人の調書であれば被告人質問で話を直接聞けたらどうだったでしょうか、ということも聞いてみたいと思います。

司会者

その人の供述調書を聞くよりも、供述している本人を尋問したらどうか、という質問ですが、いかがですか。

4 番

ずっとひとりで読み上げるよりは、尋問のやりとりの方が分かりやすく聞けると思います。

司会者

尋問の方がひとつひとつ細かく聞くから面倒くさいとかいうことはないですか。やっぱり尋問で聞いたほうがいいなという感じですか。

4 番

たぶんその方が頭に入ると思いますね。ひとりの人がずっと話すというのは、結構聞いていても頭に入りづらいのではないかと。

7 番

私の場合、担当した事件では警察の調書が元になるものでした。現場検証を2回繰り返した事件です。交差点での人身事故で危険運転をして死亡させてしまったという事件なのですが、信号とか車の速度など詳細に書かれた絵入りの図面が準備された裁判だったので、これは事件性がはっきりしています。ですから運転経験のある者には理解できるが、ぜんぜん分からない方だとやはりちょっと検察官の説明は理解できるようでできないのではないかと、被告人に直接質問するやりとりの方がよいのではないかと私は思います。

司会者

では証人尋問とか、被告人質問とかの話が出ましたのでそちらの方に移りたいと思います。証人尋問や被告人質問を聞いていて分かりやすかったでしょうか。

1 番

端的に言うと、分かりやすすぎるというか、それぞれの方の説得力がありすぎると思います。事件が前だったせいもあり、調書の朗読はほとんど印象に残っていないのですが、それぞれの検察官や弁護人の尋問ともにもものすごく説得力あり、すごくあっちに揺れ、こっちに揺れました。すごく印象に残りました。

司会者

それは検察官や弁護人のそれぞれの尋問が上手で感服したということですか。

1 番

最初聞いてすごい悪党だなと思い、反対を聞いたら、やられて当然とまでは思わないがかなりの落ち度があったのではないかとあっちこちに揺れたのが印象に残っています。

5 番

さきほどの尋問形式なのか、朗読形式なのか、といったことを考えたのですが、私たちは未経験者なので、結構情にほだされやすいですね。やはりリアルに被害者や誰かの話を聞いた方がそちらに傾くという情動的なものがありうると思います。それはそれで検察官や弁護人が戦略としてというのもなんですが、何を強調したいかということで効果的に強調したいものに使ってもらえばよいと思います。ただし、結局みんな集めて話を聞くとすると、私の情がどこにいくか分からないわけで、一番話の長い人の情にほだされるのか、もしくは自分と一番シンクロする人が印象に残るのかもしれませんがね。淡々と文書を読み上げていくのは、素の自分が理解するために入ってくる言葉にもなるのかとも思いましたね。

司会者

なるほど紙に書いたほうを読まれる方がクールに聴ける、ということでしょうか。

5 番

何を強調されたいのかということとをそれぞれ検察官、弁護人は考えるのでしょうか、主張したいものをうまく私たちに響くようにやっていただくのがよいのではないかと思います。

2 番

朗読部分を聞いていたとき、文章力、表現力が非常にうまいと思いました。それから証人としての質問があったときに、検察官、弁護人それぞれを聞いていた中身と証人の尋問で出てきた中身で、また違う判断がよぎってきた。それを繰り返して、

最終的に量刑の範囲に行くのかなと思いました。

司会者

尋問もあるから、それを聞いていて色々と修正されて結論に行く、という感じがすかね。ありがとうございました。

今いくつか直接聞いたほうが分かりやすいという意見も出たのですが、今の話を伺っていると、直接聞いている方が頭に入りやすいということなのでしょうか。紙に書いてあるものを読まれるよりは、そのほうがスッと頭から抜けない、ということなのでしょうか。

5 番

ある意味、私としても同じ感覚も少しありますけれども、紙であれば私たちは読もうと思えば読めるので、朗読する前に見せていただくとかその場で読ませていただければもっとクールに読めると思います。

司会者

ありがとうございました。裁判員裁判は一般の人が参加してくるのだから、その場で自分の目で見、耳で聞いて分かる審理にしようと、法律家のプロ達はそう考えてやっているわけです。その観点からすると明日までに読んで来てくださいと言って、大量の書類を渡すというようなことは制度としてはありえないので、その中でどうすればいいのかということを生懸命考えているということなのです。

検察官

逆に証人や被告人が尋問や質問を受けることによって、うまくしゃべれているのかなと、つまり緊張してうまくしゃべれない時とかを感じたことはなかったでしょうか。

1 番

うまくというよりは、私の場合、被告人が何というか、段々投げやりになっていく様子が見ていて分かりました。最初は自分の言いたいことを色々言うのですが、逆にあれこれ言われていくうちに、なんかちょっとうーん、まあこんな感じ、という感じで、何だか投げやりになっていっているなあ、この人、ある意味ちょっと万事いいかげんで深く考えないで決めちゃう人だったのかな、という被告人の性格みたいなものが段々分かってきました。それは先ほど言った揺れ動く中で、この人の性格はこういうところがある、それにも原因があるのかな、という考え方のひとつ

になった気がしますね。

7 番

やはり年齢的なものもあるのではないかと思います。若い被告人の場合には、ああいう場に引っ張り出されればどうしても萎縮してしまう。それを上手に引き出すのが、検察官や弁護人の発言によるのではないかと思います。私の場合にはそのように感じましたね。

司会者

それでは、冒頭陳述について聞かせてください。冒頭陳述とは、当事者の主張ですが、検察官と弁護人が、証拠調べに入る前に、これからこのような立証をしますという主張をします。この冒頭陳述は、検察官、弁護人それぞれ分かりやすいものだったでしょうか。あまり覚えていないですか。4 番の方、先ほど検察官から出てきたメモが非常に分かりやすかったとおっしゃっていましたね。それは、冒頭陳述の話だと思うのですが。最初に冒頭陳述のメモが出て、それを見て、検察官がいろいろパワーポイントを使って説明をしたと思うのですが、どうだったでしょうか。

4 番

起訴状が 7 件とプラス追起訴があって、その起訴状に添った形で冒頭陳述ですよ。手口も同じようなものばかりなので、分かりやすかったかと聞かれれば、分かりやすかったです。難しい言葉は使われていなかったのも、素人でも分かる状況で。先ほど、書いているもので分かりやすいと言ったのは、もう少し後の話でした。論告の方で、注意する点は大きい文字で、色を変えて書かれていて、非常に分かりやすかったです。

司会者

それでは論告も含めての話にしましょう。最終の主張、検察官の論告、弁護人の弁論、それぞれ分かりやすかったでしょうか。

4 番

モニタ画面を使ったり、文章の分かりやすい表現とか、検察官が非常によかったです。弁護人はそんなに目立ったものはなかったけれども、難しい言葉は使っていないので。特に争うものがないし、何年が適当であるという表現も自分たちの場合はなかったものですから、全体的には非常に分かりやすい、みなさん努力さ

れているなと感じました。

司会者

他の方もどうでしょう。冒頭陳述に限らず、論告弁論を含めてですが、こういうところが分かりやすかったとか、逆に理解しにくかったということはないですか。

5 番

検察官の冒頭陳述も論告求刑も非常に分かりやすかったです。ある意味パターン化されているぐらい、数をこなされていて、パワーポイントの使い方が上手になっていたということもあるかもしれませんが、非常によかったです。弁護人の冒頭陳述もそうですが、これからこういうことを立証します、こういうことを聞いて下さいという主義主張を述べる場と理解しているのですが、あれだけ多くの証拠調べを経験していくと、何を言いたいのか分からなくなり、何を主張されたのか、真意を忘れてしまうのです。それを紙で残していただくと常々審理をしていく時に、元に戻れるというか、この方は何を主張したためにこれを出しているのか、それがあったので、紙として渡してもらったというのは、よかったかなと思います。

司会者

弁護人からも冒頭陳述の紙が出たのですね。それが分かりやすかったと。

5 番

はい。

司会者

他にはどうですか。概ね検察官も弁護人も好評のようで、よかったですね。

検察官

ありがとうございます。

司会者

それでは、評議と判決、これは専ら裁判所の問題ですが、この問題に移りたいと思います。評議で我々が一番気になるのは、十分意見交換ができたかということです。そのことに関連して、評議の進め方についてご意見があったら是非伺いたいです。それから、判決書は、評議の核心部分を分かりやすくまとめたものであるべきだと考えておりますけれども、そうした判決書が、評議の結果がうまく反映された

ものであったでしょうか。難しい法律用語を使わず、分かりやすいものとなっていたでしょうか。悪かったら悪かったで、意見も言えなかったということがあれば、是非お答えいただきたいと思います。どなたかどうですか。

3 番

評議判決まで、どういうふうに話し合うのか最初興味があったのですが、個人個人の意見すべてを尊重してもらいながら、その中で話を揉んでいって、もちろん基準のルールの上ですが、その分最終的には全員が納得した判決が出たという感じでした。話し合えるし、言いたいことは言えるし、判決を言い渡す部分も、裁判員の意見も取り入れてもらって全く問題なかったと思いました。

1 番

3 番の方がおっしゃたように、話をされていて、自分の考えがもちろん一方的に通るわけではないのですが、間違いなく一人一人、6 人の裁判員の意見を聞いてもらい、結果的に反映されていたと思います。というのは、8 年求刑のものが、実際には6 年になったのですが、みんなで議論した結果としてそうなったので、そういう意味では重かったと、それなりに議論した中身が重かったと思います。結果的に間違いなく反映されているという実感がありました。

2 番

6 人の裁判員がいて、そこには女性3 人、男性3 人、年齢もまちまち。その中で、何年という求刑に対して、何年という判決が出るのですが、その6 人男女、年齢も違う中で、20 代から60 代くらいまでいましたが、おのずから一つの結論に落ち着きました。

司会者

なるほど。一つの結論に落ち着いたということですが、裁判長があるいは、裁判官が誘導しようとしているという感じはありましたか。

2 番

そこまでは感じませんでした。

7 番

私の場合は過去のデータを出していただきました。私どもは法律に関して素人なので、何年の懲役とか、何年の禁錮とか、そういうものは、やはり専門家の裁判所から出てくる資料を参考にしました。ですからやはり、これを我々自身が何

年何年とするのは、ちょっと私にはありえないと。それは裁判長の誘導も仕方ない、誘導というのは言葉が悪いですが、ある意味それもありではないかと感じます。刑期とかに関しては、我々としては全然、どこに持っていったらいいのか分からないので、平均的にこうです、過去の実績ですといったデータを、私どもの場合には渡していただいたので、だいたいこのへんかなというくらいで決まったのです。本来そうあるべきではないかと。

一言言わせていただきたいのは、裁判の判決文を書くに関して、我々の意見を全部取り入れてやってくれているのは事実だと思います。その文章が、一応できあがって、それを事前に見せてくれたのですが、そうするとそこで、また意見があったら言ってくださいと。他のみなさんの裁判であったかどうかですが、私はまさか判決文を作ってからまたそれを修正することを裁判長はしないだろうと思っていたのですが、意見を述べてくださいと言われましたので、私の思っていることを述べました。そうしたら、その部分を判決文に採用していただきました。ここまで開かれた裁判になっているのかなと、正直びっくりしました。これがずっと未来永劫続いてほしいというのはそういう意味で、どれだけ民意を取り入れられるかということなのかもしれませんが、ものすごいものだなと実感しました。

司会者

過去のデータとは量刑検索システムのことだと思います。実は裁判所側ではこのシステムを使うことや、裁判官が意見を言うタイミングについても、押しつけにならないよう、とても気を遣っていると聞いているのですが。裁判官、その点どうですか。

裁判官

データの話が出たのですが、私はいつも量刑にあたって、公平性についても十分配慮して欲しいというお話をしています。同じ様なことをした人には、同じ様な刑を科すことが大切だということです。そうでないと裁判体によって、同じ様なことをしたのに、刑の重さにばらつきが出て、裁判に対する国民の信頼が揺らぐことになりかねません。また、刑事裁判は被告人を立ち直らせて、新たな被害者を作らないようにするというのも大事な使命です。もし重すぎる刑を科すことによって、被告人がやけになる、自暴自棄になって立ち直るという気持ちを失ってしまいますと、結局、再犯を生み出すことになり、司法の重要な役割が損な

われることになるのではないかということをお話ししまして、やはり、公平性についてご理解を得るようにしています。では、公平性をどのように実現したらいいのかというと、やはりそれは似たような事例についてどのような量刑傾向があるのかということを見ていただくことだと思います。という観点から、私はみなさんに、公平性についてご理解を得た上で、しかも、ご了解を得た上で、初めてデータを示し、見ていただく様にしています。データの見方もあくまでも範囲を見ていただくと、あまり検索をかけずに、ざっくりとした検索でグラフを出して、どのような山になるのかと。どういうグラフになるのかということを見ていただいて、大まかな範囲を見ていただくというようにしています。

それから、評議の際に裁判官の意見をどう出すか、特に裁判長の意見をどう出すかということですが、事柄によって違ってくると思います。例えば被告人の供述が信用できるのかというような個別の論点について意見を述べる場合と、判決の結論自体について意見を述べる場合で、違うと思います。

前者の場合、個別の論点について意見を述べる場合、私はそもそも、裁判官が意見を言わないようにしています。なるべく裁判員の方々の議論で結論が出るように、決着がつくようにしています。出ない場合は、仕方がないので、裁判官の意見を聞いてみましょうかということで、経験の浅い左陪席から聞きます。そこで決着が付けば、そこでやめる。そこでも結論が出ない場合は、次に経験のある右陪席に聞くと。だいたい個別の論点ではそれくらいで結論が出るのですね。あえて裁判長が意見を言うまでもなく、次の問題点に流れていくというのが普通です。

判決の結論について意見を述べるときですけれども、評決する前に意見を述べるかどうかについて、必ず予め裁判員の方々に、裁判官の意見、考えを聞きたいですかという希望を聞いています。みなさんから聞きたいと言われて初めて、裁判官が結論についての意見を述べるようにしています。その際も経験の浅い左陪席から、次に右陪席、最後に裁判長が意見を述べるというようにしています。

当部の運用はそうにしています。

司会者

評議のことでいくつか意見が出ましたが、私が感じているのは、みんなが一緒に議論をしてこの結論になったという、若干情緒的かもしれませんが、裁判員と

裁判官が一体となったチームとして、この仕事をやり終えたなという感覚を持てたかどうかというのが、案外大事なことではないかと思うのですが、その点どうでしょうか。

裁判官、裁判員みんなが一緒になって議論して、チームとして一体感を持って、この結論にいったなという実感を持てたかどうかですが。

8 番

それはありました。裁判官が分かりやすく、みなさんに質問していただいて、結構分かりやすくてよかったと思っています。

1 番

ものすごく反映されたと思います。結果的に、何年となったのですが、いろいろな意見が出て、議論をして、結論が出て、判決になった。そのときの裁判員と裁判官のメンバーによる判決が出たので、重みがあるなと思いました。

裁判官

私の事件を担当された方が4人いらっしゃるの、率直な御意見をお聞きしたいのですが、私の部の判決は量刑事情がすごく短いんですね。簡潔に書いています。A4半ページくらいにまとめて書いています。その判決を言い渡し前にご覧になっていただいていますし、私が朗読するのも聞いていただいております。率直な感想として、短すぎるという印象ですか。どうも述べたいことが述べきれない、もっと書いて欲しいという印象ですか。それとも短いけれども、意は尽くしていると、こんなのでいいのかなという印象ですか。教えていただきたいと思います。

3 番

非常によかったと思います。短いながらもちゃんと内容はきちんと入っていたし、長々と説明するよりも犯人の方とかも、短く強い言葉でメッセージをいただいた方が分かりやすいのではないかとということで、適切な文だと思いました。

4 番

同じ事件ですが、判決の文はよかったと思いますが、今裁判長が言われた、被告人の更生とかを被害者に伝えてあげたらいいなとちょっと思いました。判決はその被告人が更生するという役目も担っているということ。これは、検察官の方から伝えているのですかね。そうすればある程度納得すると思うのですよね。

被害者はどんな数字を出しても、少なすぎると多分思うと。そういう点が、被害者に、こういう形で判決が出るのだということを伝えてあげたらいいと思うのですが。

5 番

判決は被告人に対して申し渡すものでいいですね。そういう意味で言えば、なぜこの量刑になったのかと、もう一つ大事なのは、量刑に対して納得をしてもらうということ、今後の更生の余地ないしは、それを促してあげられるメッセージが込められているかという二つかなと思うのですが。短ければ短いほどいいということではないと思いますが、受け取る側、被告人のタイプで、長く話してあげないといけない人なのか、それとも十分な反省を持っている方で、短いメッセージで伝わる方なのかということでもいいのではないかと思います。短いことに徹する必要はないのかなと思います。

司会者

それでは、評議と判決の点についてはこの程度だと思いますが、鍛冶弁護士、何か質問はありますか。

弁護士

評議の時間は最初から終わりが決まっていますよね。この日に判決を出す、この日までに評議を終える。そのことがご自身の中に意識があったかどうか、要するに、そろそろ決めないといけないので、もう少し言いたいけれど、もう決めないといけないからという意識が働いたかどうか、終わりの時間を意識していたかどうかを伺いたいのですが。

1 番

最後の日に、これから評議に入って、午後に判決をと分かっていたので、そんなにタイムが迫っているということではなかったと思います。でも今日はそれなんだというつもりで、前の日に見て、最後の日は量刑を決めるための検討の日と分かっていたので、前の日からちょっとそんなことを考えていたような気がしたので、あまり追われているという気持ちはしませんでした。

司会者

他の方はどうですか、スケジュールに追われていたなという感じがあったかどうかですが。

4 番

自分たちは、意見を出し尽くしてこれ以上進まないというところに来ていたので、十分話し合えたと思っています。

司会者

検察官はどうですか。何か評議と判決の関係でありませんか。

検察官

結構です。特にありません。

司会者

その次の問題点で、裁判員裁判でみなさんが感じられた負担、あるいは実際に受けた負担というものについて、ちょっとお聞きしたいと思います。これは選任手続の中身であるとか、日程であるとか、あるいは審理の日程の組み方というものもあるでしょうし、もうちょっとメンタルな面で言えば、人を裁くという精神的な辛さ、重さというものがあるでしょうし、遺体の写真などを見て、いやだなと思う気分的なものとか、色々なことがあると思います。

そうした感じたこととか、裁判所側にもう少しこういうことに配慮してくればよかったのにとということ、それから日程の問題と絡みますけれども、仕事や家庭との両立の関係ですごく悩んだということでも結構ですが、いかがですか。

1 番

負担という点では、私の、殺人未遂のものでも、かなり判決するとき、言い渡しするときに、ちょっとこう、お腹の方がきゅっと締め付けられる気がしたので、これがもし、かなりの殺人事件であって、死刑か無期懲役かでいずれかで激論が戦わされるような案件だった場合の、裁判員の方の負担はものすごいものがあるのではないかなと。私は懲役6年、それでもかなりあったので、それはすごく感じました。

2 番

精神的疲れなのか集中していた疲れなのか、それはちょっと分からないですけど、とりあえず、家に帰ると、かなり疲れたなという印象だけは残っています。それから裁判員をやって、守秘義務だとか、色々出ていますけれども、逆に会社の方の人間が、「おい、守秘義務があるんだろ。」と、まわりがその部分に気を遣っているわけです。法廷自体は公開の場ですから、その法廷での中身というの

は別段話してもいいわけですね。ただそれが奥に行って評議の場での、そこでの中身、その部分が守秘義務。それなのに、もうすべてが話しちゃいけない、聞いちゃいけないという感じで周りは言うもので、それで、まあ、一切負担になるものはなかったです。

3 番

そうですね。特に、そんなに負担というものはなかったですが、若干精神的には疲れてくるというのは、多少はもちろんあります。あとは、拘束時間が若干長い。休憩時間みたいなのが割と多くて、もうちょっとう、続けて流しちゃってもいいのかなと。結構まめに退廷、休憩がちょこちょこ入るので、多分それは気を遣って下さっているのだと思うのですが、その部分を省略して、その時間を縮めるというのがもしできると、やっぱり拘束時間も負担になると思いますので、そういうので省略していくとか、時間が余るとお昼が長かったりして1時間半くらいあって、時間を潰すものも何もないので、そういうのを短くしていけるというのかなと思いました。

司会者

なるほど。休憩時間は確かにこちらも気を遣って入れているのですがね。これから発言される方は、休憩時間が適当だったか、あんなものない方がよいのかも含めて言っていただけますか。

4 番

休憩時間はあったほうがいいのですが、3回あるとすれば1つ減らして2回くらいがいいのかな。短いのもあったので、1回くらいは減らしても大丈夫なのかな。

それから日程の方は、自分の方はどうということはないのですが、最後に、判決を金曜日に決めて、金曜日の夕方にはもう決まっているわけですね。土、日、月と3日間空いて火曜日に判決の言い渡し。ちょっと間がね。しゃべるつもりもないのですが、しゃべってはいけないと言われると、それがちょっと心に負担と言いますか、そんなに苦しくはないのですがね、ちょっと間があんなに空くものなのかと思いました。大体そんなところです。

司会者

わかりました。おそらく判決文を起案していきますので、みなさんの評議の結

果をまとめて書いていくのにどれくらい時間がかかるかを考えた結果だろうとは思いますがね。他に負担を感じたことはありませんか。

4 番

初日の日の夜は、ちょっと寝付きが悪くて、睡眠が足りないくらいの感じでしたね。ちょっと自分では感じてなかったのですが、やっぱりちょっと気が立っていた部分もあるのかもしれませんが。

5 番

休憩はなくても、もうちょっと少なくともよかったかもしれません。1時間ないし1時間半くらいですか、それくらいの刻みで入ってくれてもいいのかなと思いました。精神的負担というのは、私がさっき冒頭に申し上げたレベルで、量刑を決めていく、その方の、被告人の人生を決めていくということには、やっぱり相応にありました。

あと選任手続とか、これはちょっともう少し大きな視点で申し上げているのかもしれないのですが、ある意味、国民の義務なのですよ。

司会者

その通りです。

5 番

ですよ。それを新しい手続なので、新しい制度なので、十分にそれが告知できているかという、私としても正直疑問なのですが、義務でかつ日当も出るくらいの仕事なので、真剣にやらなければいけない仕事ですし、選任されるときに結構な数の欠席される方とか出ているとお聞きしているのですが、もうちょっと義務であるということを理解してもらうように、取り組んでいていただいた方がいいのではないかと思いますね。

7 番

出席した一番初めの日にですね、一応事件の内容が書いてあるわけですね。それを見て、ああこういう裁判なのかと。その後に指名されて、事件の内容が傷害致死か危険運転致死かどうかというような感じの裁判なのだな、ということで、あまり心理的には、殺人とかそういう裁判とは違いますので、負担は感じなかった。ところが、やはりやってみて、いわゆる審理、評議ですかね、評議に関しては、十分事前にいろんな資料が用意されていまして、それを説明される。そして

分からない人には懇切丁寧に説明してくれる。ベテランの裁判官と、中堅と、新人という3人の組み合わせの妙というのは、なかなかすばらしいものだなと思いました。まあ、それはそれで、時間的なことに関しては、私は、余裕を感じており、これならば参加しても追いつめられた心理にはならないだろうなと思いました。判決を作るには1日を要されたみたいで、その日も評議に行って、色々参加したりしましたが、余裕的には十分だなというのは私の参加した裁判の感想です。評議に時間をかけるのも、資料をいただいて、それを読む時間も与えられていましたし、この程度ならば誰が参加してもいいのではないかなと、そういうふうな感覚を持ちました。

8番

一番初めに、休憩の件なのですが、やはり女性と男性は違うと思うのですよ。女性の場合はちょくちょく休憩していただいたので、やはり、すごく疲れも……。被告人の顔を見るだけでも戸惑って、顔も見られなかったのです。精神的にも肉体的にもとても疲れますので、女性としては、休憩時間はちょこちょこあった方がよろしいかなと思うのです。一般的には、初めにお話したように、とても疲れました。普段してないせいかもしれないのですが、肉体的、精神的に疲れて、家に帰って何をするのも嫌で。気持ち的には休憩時間はちょうどよろしいと。女性としてね。男性の方は、まあ、違うと思いますが、そんな感じです。それから初めに法廷に入ったときにですね、被告人の前に立ったとき、ショックというのかな、気持ちが揺らいで嫌な感じでした。殺人犯だったら被告人を見られなかったかもしれない、そんなに重い……。殺人犯だったら、とてもじゃないけど、ここにはいたたまれなかったのではないかなという感じがしました。気が小さいかもしれないのですが。

司会者

よくわかります。罪名は強制わいせつ致傷と強盗致傷でしたかね。

8番

裁判長も、いろいろ分かりやすく、休憩のときもしていただいて、和やかでよかったと思います。

司会者

ありがとうございました。十分にこれから運用改善の参考にさせていただいた

いと思います。

それでは、いよいよ最後の時間となって参りましたので、最初に私が申し上げました今日の会の2つ目の目的、これから裁判員裁判に参加される埼玉県民の方々に、みなさんからメッセージがあれば、お1人ずつ言っていただければと思います。

1 番

これほどの得難い経験をする機会はそうはない。正直、まさか当たると思わなかったところから急に飛び込んだのですが、本当に真剣に立ち向かっていただきたいなと。選ばれた方には、別に名誉ということではないですが、その気持ちで、やるぞと思って、ファイトを燃やしてほしい。ウォームハート、クールヘッドといえますか、そんな感じでやってもらいたいと。これからの方へのメッセージとしては、自分はもしできれば次にまた1年経つと抽選の権利が得られるそうなので、もし選ばれれば、また是非やりたいと思っております。それがメッセージです。

2 番

なかなかこういう経験はできないです。できない中で選ばれて、裁判員になるわけですから、めったにできないことをやるってということで、是非選ばれたら、辞退することなく、裁判員になって、いろいろな経験を積んでいくということをしてもらいたいなと思っています。

3 番

なかなかやりたくてやれることではないので、選ばれたからには、積極的に参加していただきたいなというのが意見です。自分のまわりでもやりたいと言っている人間がたくさんいます。是非やってみたいという人が多いので、関心はあると思うんですね。その辺は何にも心配いらない、いろいろ裁判所の方がフォローしていただけるので安心してやってくださいということを伝えたいです。

4 番

法律のことは全く知らなくても、裁判官の方できちっと教えてもらえるので、かえって知らない方が、結構いろんなことを発言できて、その方がいいのではないかなと思います。知らなくても大丈夫だから、是非参加してもらいたいし。それから、できれば機会があれば傍聴を勧めたいですね。裁判傍聴するのはとって

もいいことだと思います。子どもさんがいるところは教育にもいいと思うのですよね。悪いことをすればこうなるんだよ、という反面教師の部分もあるので、是非、家族で見るのもいいのではないかなと思っています。

5 番

選任されたからには心してやっていただきたいと思いますね。やっぱりみなさんの意見をお聞きしても、精神的な負担は相当あったと。被告人の人生の一部分を決めてしまう大きな、こういった場に参加させていただくわけですから、いうのも含めて国民の義務でもあるし、手当も出るわけですよね。対価に見合ったものをやはり出していかなければいけないという点では、責任もって心してやって欲しいと思います。もう一つ、犯罪はゼロにはならないので、量刑を負った方、我々負ってない方がいて共存共栄していくしかない。もしかしたら、自分の隣の方が刑期を終えられて帰ってきた人かもしれないです。そういう可能性は必ず誰にでもある話なので、共栄していく話、共存共栄していかなければいけない話なので、その一端のプロセス、受刑者の方が受刑をして量刑を終えて出所してきたときのプロセスの一端を担えるというのは、そういう社会を作って行かなければいけない、そういう社会で暮らさざるをえない中では、結構大事な形の中の一部を経験できたのかな、経験できるのだろうなとメッセージとしては思います。

7 番

この裁判員というのは、若い人と60代が非常に少ないというお話をちょっと伺いましたが、私は、是非若い人にこういうところに出ていただきたいと思います。ことで、ちょっと書いて参りましたので読ませていただきます。

「参政権を持ったら一人前の大人。もしあなたが裁判員候補になったら、面倒がらずに、是非万障繰り合わせて、出席して、社会の構成員として、法と正義がいかにして守られているか、その現場に立ち会うことが、あなたのその後の人生の糧、財産と言ってもいいのかもしれませんが、となると信じます。」

こういう文面を若い人に伝えたいなと思います。

8 番

裁判員に選ばれましたら、私の経験として、とてもいい経験でございましたので、本当に必ず出席していただきたいと思います。これは本当にメッセージとして言いたいです。本当にいい経験をさせていただきましたので。人生ここにきて

本当にいい経験でした。ありがとうございました。

司会者

皆さんの御意見を伺って、私も感じるが多々ございました。ありがとうございました。これで今日の意見交換会の日程の部分は終わりたいと思います。引き続き記者のみなさんと質疑応答のコーナーに入りたいと思います。

(7 番退室)

代表質問 (テレビ埼玉)

裁判員という経験が自分の生活や人生にどのような影響を与えたかということをお伺いします。例えば、ニュースや新聞の見方が変わったりとか、その後も被告人のことを気にされているとか、裁判員を経験する前と後で変わった点があれば教えてください。

1 番

そんなに変わったということではないですが、判決が下された自分の事案について、被告人が控訴したのか、それとも控訴をせずに刑が確定したのか知らないのです。ただ、できればそれは知りたいなとは思っていました。今日も、一緒に自分がやった時の方が来ていれば話をしたいなと思うこともあって来ました。まあ、気にするようにはなったと思います。

司会者

2 番の方、人生の見方が変わった、生活観が変わったというようなことをおっしゃっていましたが、いかがですか。

2 番

生活観というよりも、学校を出て一つの会社に三十何年居て、現在、60 歳になりますが、建設関係にあり、ほかの業種のことは分からないのです。裁判員という一つの違う職を経験するということで、今まで自分がやってきた仕事と、全然違う観点の物の見方をするなというところが、良い経験になっていると思います。

司会者

その他の方で、今の質問に対して、物の見方が変わったとか、生活態度が変わったというところがあれば、お話いただきたいのですが。

4 番

生活するのに慎重になりました。自転車で走るにも違反しないようにしたり、人とトラブルを起こさないようにしたりと自分に戒めをしています。裁判中もそうでしたが、ニュースで次から次へと裁判員裁判になるケースがいっぱいあります。つい最近ですが、千葉で女子大生の殺人放火がありまして、死刑判決が出たのですが、私は、あの裁判は結果が非常に良い裁判だったなと思いました。

代表質問

7番の方から、裁判員制度が永遠に続いて欲しいというお話がありましたが、他の経験者の方は、裁判員制度という制度自体をどう思われていますか。

1番

永遠かどうかは分かりませんが……。始めて2年になろうかというところで、いろいろ試行錯誤をこれからもなさるのだと思いますが、全くの一般のずぶの素人が裁判に参加するというシステムそのものは、間違いなく続けていっていただきたいと思います。

2番

ずっと続くのは良いことだと思うのですが、田村裁判官が、刑は平等な刑を与えなければならないというようなことをおっしゃったと思いますが、それは法律家の立場のお言葉かなと思います。法律家ではない私であれば、こいつはこれだけのことをやっているのだから死刑の方が良いとか、あるいは、この被害者はこういう人間だから、これくらいのことはやられて当たり前なのかなと、その意見が出てても良いのかなというふうに私は思っています。だから、もっともっとそういう意見が出る裁判員制度だったら良いなと思っています。

代表質問

所長にお伺いします。今回の皆さんの意見を聞いて、感想と改善点として感じられた点があればお伺いしたい。よろしければ、検察官と弁護士からもそれぞれお伺いしたい。

司会者

まだまとまっている訳ではありませんが、私が非常に印象に残ったのは、裁判員裁判が始まる頃に、法律家達は見えて聞いて分かる審理を実現するのだと聞いていたのですが、今日のお話を聞いていて、やはり、供述調書や捜査報告書を朗読するというのは、どちらかというと、すうっと抜けていって頭に残りづらいとか、

却って疑問点が残ってそこは聞けないという問題があるということです。それに対して、証人尋問とか被告人質問というのは、尋問技術の問題や、被害者が法廷に出てこられるのかという問題もありますが、それでも実際に来ていただいて、検察官と弁護人がそれぞれ知恵を絞って尋問をするのが分かりやすいという御意見がありました。そういったところは具体的にどうすれば良いのか、法律家のほうもいろいろ考えていかなければならないと思いました。

それから、もう一つは、トータルな話ですが、日程の組み方とか、審理の在りようとか、法律家のプロではあまり気にならないようなことでも、やはり、それなりに精神的ダメージ等があるのだということ、これを改めて肝に銘じて、今後の運用について、裁判所にしてみれば裁判官の心構えということなのかなとも思いますけれど、そういったことを改めて考えていかなければならないと思いました。

検察官

私も、所長が今おっしゃったところが難しいところだなと感じています。具体的に申しますと、供述調書を読んだほうが分かりやすいのか、それとも証人尋問をしたほうが分かりやすいのかという点、それは分かりやすさの問題と、もう一つ、先程の所長のお話にもありましたが、証人の方の場合には、証人の方のご負担というのがありますので、それをどうバランスさせていくのかなと、もう一つは、調書の朗読のときに繰り返しが多かったということです。そうすると7件すべて被害者の方を呼んできて証人尋問したほうが分かりやすいのか、あるいは、繰り返しになるけれど被告人がやったことが繰り返しだったので止むを得ないのご理解いただくのか、その辺のところをこれから具体的な事件で考えながら対応していきたいと思いました。

弁護士

いろいろな報道では、検察側に比べてかなり弁護側の訴訟活動は劣っているとか、分かりにくいという報道だったのですが、今日のご意見を伺うかぎりでは、そういった厳しい意見は出なかったのですが、ただ、もう少し突っ込んで聞けば、弁護側が劣勢なのではないかというご意見を皆さんお持ちなのではないかと感じておりまして、それについては、埼玉でも弁護士会のほうで、分かりやすい訴訟活動、分かりやすい弁護活動、なるべく裁判員の方にもご負担を掛けたくないような、

分かりやすい弁護活動を今後も目指して、研修などを積み重ねて行きたいなとは思っています。

裁判官

先程、所長がおっしゃったことは私も同感で、全面的に援用させていただきます。それを繰り返しても仕方ありませんので、もう一点、付け加えさせていただきます。

拘束時間が長いというお話がありました。もっと短くならないのか、私も全くそのとおりだと思います。なぜかという、大変申し訳ないのですが、私の目から見れば当事者の立証が詳しすぎるのです。そこまで詳しく立証しなくても、この結論は出せるのだけれどもな、という手厚い立証を、実は検察官がやりすぎていると。それにつられて弁護人も手厚い立証をしている面があることは否定できないと思います。先程、検察官が7件同じようなものを繰り返さなくてはならない必要性もあるのではないかと言われたのですが、そんなことはないのです。自白事件で何故、被告人の供述調書を全部朗読しなくてはいけないのですかね。そこをもう一度基本に立ち返って考えていただきたいなと、私は思います。5番さんも頷いていましたが、率直に言って、あの時の裁判員の皆さん、まだ続くのかとうんざりしていましたよ。

検察官

それは立証しないわけにはいかないのではないですか。

裁判官

立証の仕方がありますよね。調書の朗読という形ではなくても立証できるのではないですか。

朝日新聞

被告人質問の後に、裁判長から、裁判員の方に「何か質問はありますか。」と問いかけがあると思いますが、実際に質問された方は何人くらいいらっしゃいますか。本当は質問がしたかったが言いにくい雰囲気だったとか、もっとこうしてもらえれば良かったとか感じた方がいらっしゃったらお伺いしたいです。

4番

裁判員の方から言うのは勇気がいるのですよね。裁判官の方が休憩のときに、「代弁しますから、もし質問したいことがあったら言ってください。」と言って

くれて、私たちの場合は、裁判官に代弁してもらったのです。その形の方が楽ではないかと思うのです。ちょっと直接は質問しづらいところもあります。それは、勇気があるかどうかの問題かもしれません。

2 番

私のところは、評議の中で裁判官に、こういう疑問があるということを伝えたところ、「では質問してください。」と裁判官から言われていて、被告人質問が一通り終わったところで、裁判官から、「裁判員の方、何かありますか。」と私に振ってくださったので、質問しやすかったです。

共同通信

先程、裁判員制度そのものをどう考えるかというご意見はあったと思いますが、ご自身が被害者または加害者になったと仮定した場合、この制度でご自身が裁かれる、あるいは、例えば遺族として犯人を裁いてもらいたいと思うかどうかというところのご意見をお伺いします。

5 番

逆説かもしれませんが、そうならないためにも心してやっていただきたいのです。先程の裁判官からのお話の、公平性とかいう点は凄く大事かと思います。要は、被害者としても加害者としても、結論に対して不公平感を持ちたくない・・・という点では、裁判員も一票持ちますから、その一票を重い一票として決めていただく方々にやっていただきたいですし、やはり、判決にむらがあってはいけないのだろうかと思います。やはり、裁判員候補者になられる方には心してやっていただきたいなと思います。

司会者

裁判員は重責を負っているのだから、その責任を全うして欲しい、そういう責任を全うしてくれる裁判員の下で裁判であれば、どういう立場であっても、自分は受けてもおかしくないという感じでよろしいでしょうか。

5 番

はい。

共同通信

弁護側であれ、検察側であれ、もう少し感情的に答弁してもらいたいのか、あるいは、淡々とやってもらいたいのかという点で、アメリカの裁判ですと情に訴

える最終弁論とか見受けられるのですが、日本の裁判はクールにやっているように思うが、その辺りで感じることはあるか。

1 番

そういうイメージがあったのですが、私の場合は、罪状について被告人に争う意思がなかったので、有罪だ無罪だという感じではありませんでした。最初から、情状をどう考えるかという案件だったのでイメージと違いましたが、実は、もっとそうなるものかと思っていましたし、そうあるべきではないかと・・・何となく「十二人の怒れる男」というイメージがあったので、ちょっと拍子抜けしました。

2 番

自分の経験がそこにあるのだと思うのです。仮に自分の家に窃盗に入られたとか、そうなったときに、窃盗の犯人が被告人だったら、もの凄く重くするだろうし、もし、窃盗に入られていなければ、どうしても泥棒をしなければ生活できなかったというのを見たら量刑は軽くなるだろうし、そこには経験というものが凄くあるだろうと。それは個々の人間の持っている感覚や、育った環境の問題であって、裁判官の出す量刑とは別の部分で持つ意見として出てくるのかなと思っています。

司会者

それでは、裁判員経験者の皆さんからマスコミのほうにこういうお願いをしたいとか、何かあればどうぞ。

2 番

記者会見のときに、「証拠品が多かったですか。」という質問が来ました。「多いとか少ないとか、数字で答えてください。」とのことでしたが、1回しか経験していないのに、多い少ないという判断はできません。多く思うのか少なく思うのかといっても、思う感覚を持っていないのですから、そういう質問はやめてもらいたいと思います。

司会者

ありがとうございました。他にはどなたかございますか。・・・ないようですね。記者の皆さん、この程度でよろしいですか。

それでは終わります。実は、最後に法律家のほうから今日の感想を述べてもら

おうというつもりでいたのですが、先程、述べていただいたので、大体よろしい
ですか。

弁護士，検察官

はい。

司会者

それでは長時間ありがとうございました。充実した議論ができて、私もいろいろ考えさせられました。これからの制度の改善に繋がるように、また、皆さんが良いメッセージを出してくださったことに、心から感謝しつつ、終わりたいと思います。

以 上